

ひ 広 報

# ひのはら

8 月号

令和 8 年  
(2026 年)  
No.567

清流彩る檜原の夏

## ・・・主な内容・・・

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 令和7年度情報公開制度の運用状況 .....              | 2  |
| 防災行政無線などを用いた全国一斉緊急情報伝達試験のお知らせ ..... | 2  |
| 檜原村総合防災訓練について .....                 | 4  |
| 今月の納期 .....                         | 9  |
| スマートフォン教室について .....                 | 16 |
| 檜原村産後ケア事業（通所型・訪問型）について .....        | 19 |
| 教養講座参加者募集について .....                 | 23 |

## お知らせ

# 令和7年度情報公開制度の運用状況

情報公開制度は、村が保有する行政情報の内容を具体的に明らかにすることで村民の皆様に説明責任を果たし、その結果、公正で開かれた村政運営を保证していくための制度です。

情報公開制度の対象となる村政情報は、村の職員が職務上、作成・取得した情報で村が管理しているものです。情報公開を請求する場合は、所定の手続が必要です。

### 【情報公開請求件数処理状況】

| 実施機関         | 請求件数 | 処 理 内 訳 |      |     | 不服申立て |
|--------------|------|---------|------|-----|-------|
|              |      | 全部公開    | 一部公開 | 非公開 |       |
| 村長           | 7    | 6       | 0    | 1   | 0     |
| 議会<br>(監査委員) | 0    | 0       | 0    | 0   | 0     |
| 教育委員会        | 0    | 0       | 0    | 0   | 0     |
| 計            | 7    | 6       | 0    | 1   | 0     |

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 216

## 防災行政無線などを用いた 全国一斉緊急情報伝達試験のお知らせ

檜原村では、地震や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達試験を行います。この試験は、全国瞬時警報システム（J-A L E R T（ジェイ・アラート））（※）を用いた試験で、檜原村以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達試験が行われます。

**試験実施日** 8月26日（水） 午前11時頃

**予備日** 9月9日（水） 午前11時頃  
（8月26日が台風の接近等で訓練が延期された場合に実施されます。）

### 試験で行う内容

| 情報伝達手段                  | 内 容                                                                                                                                                      |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①防災行政無線の放送              | 村内33箇所に設置してある屋外の防災行政無線及び各家庭に配付してある個別受信機から、次の放送内容が一斉に放送されます。<br>【放送内容】<br>防災行政無線チャイム<br>+ 「これは、Jアラートのテストです。」×3<br>+ 「こちらは、ぼうさいひのはらです。」<br>+ 防災行政無線チャイム    |
| ②行政情報等メール配信サービスによるメール配信 | 檜原村行政情報等メール配信サービスにご登録を頂いている方には、次の内容のメールが登録されているメールアドレスへ送信されます。<br>【送信内容】<br>「試験送信」<br>「全国一斉の緊急情報伝達試験を実施しています。檜原村では、防災行政無線による放送及び行政情報等メール配信サービスを実施しています。」 |

（※）J-A L E R T（ジェイ・アラート）とは、地震や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 213・216

## 各種団体対話集会を開催します

檜原村では、村民の方が納得するひらかれた村政を実現するため、各種団体を対象とした対話集会を開催します。

村長と直接、対話する場を設け意見交換を行うことにより、ひらかれた村政の実現を目指します。

**実施日** 9月14日（月）・15日（火）・16日（水）

**会場** 檜原村役場 会議室

**時間** 午前9時30分～午前11時30分、午後1時30分～午後4時30分

**対象団体** 代表者及び団体の構成員が村内在住で、村内で活動する任意団体

**申込方法** 電話予約による申込み

※事前予約が必要です。1週間前までに下記問い合わせ先に電話で予約してください。

※各団体1時間、参加者5名程度とします。

◎ 問い合わせ先 企画財政課企画財政係 内線 215・506

## 監査結果報告

檜原村監査委員により下記の監査が行われました。

### 例月出納検査

#### 1 対象

令和7年度5月分 檜原村一般会計及び5特別会計

令和8年度5月分 檜原村一般会計及び5特別会計

令和8年度5月分 2公営企業会計

#### 2 実施日

6月26日（金）

#### 3 検査方法

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか会計ごとに調書を作成し、現金の出納及び保管の状況を検査しました。

#### 4 結果

令和7年度5月分、令和8年度5月分一般会計及び5特別会計、令和8年度5月分2公営企業会計を検査した結果、伝票、証拠書類等正確に整理されており指摘事項もなく良好であり、正確に執行されていました。

◎ 問い合わせ先 議会事務局議事係 内線 311

## 檜原村地域おこし事業について

村内の地域が誇りをもって地域づくりを行うことを目的とし、地域の特色を活かし、地域の将来を考えて住民自ら知恵と汗を絞り、自主的に行う活性化事業に対し予算の範囲内において補助金を交付します。

### ●過去の事業の例

- ・地域づくりのためのイベントの開催
- ・地域の景観美化のための取組

### ●交付対象事業者

- (1) 檜原村内の自治会
- (2) その他の団体（事業者を構成する人員が10名以上であり、その2分の1以上が村内に住所を有する者であること）  
※事業者の名称が違う場合で、事業者を構成する人員のうち、本補助で他の事業者の構成員となっている者が、2分の1以上となっているものは補助の対象としません。

### ●交付対象事業

交付対象事業者が、創意と工夫により地域の特性を活かしたソフト事業で、他の補助金等の交付を受けていないこと。なお、賃金及び食糧費等は補助の対象としません。  
※事業実施の2か月前までに交付申請が必要です。

### ●交付限度額

事業実施の1年目、2年目…50万円、3年目～5年目…30万円

詳しい内容等は、下記へお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556

## 檜原村総合防災訓練について

8月30日（日）に防災力の向上と防災意識の高揚を図ることを目的とした『檜原村総合防災訓練』を行います。

訓練の概要は、午前7時に地震により、家屋の倒壊及び火災が発生したことを想定し、消防団及び自治会が協力し、避難誘導訓練や初期消火訓練を実施します。

実際の訓練内容については、各自治会と消防団で計画していますので、ご協力をお願いします。

当日、午前7時にサイレンが鳴りますが、これは災害発生を想定してのサイレンです。このサイレンを合図に、使用中の火の始末、ガス栓を止めるなどの措置を行ってください。

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 213・216



## 司法書士による 無料法律相談のお知らせ

相続、遺言、クレジット、消費者金融などで困っていること、悩みごと、わからないことはありませんか。東京司法書士会三多摩支会による無料法律相談を開催します。お気軽にお越しください。

**日 時** 9月10日(木) 午後1時～午後4時(受付時間 午後0時50分～午後3時30分)  
**場 所** 檜原村役場3階 301会議室  
**対 象 者** 村内在住の方  
**相談方法** 面談による相談

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・115  
 東京司法書士会三多摩支会 TEL 042-527-1919

## 日本年金機構からのお知らせ 「わたしと年金」エッセイ募集

日本年金機構では、広く国民の皆様に公的年金制度との関わりを考えていただくため、自身や家族との公的年金制度の関わり、公的年金の大切さなどをテーマにした「わたしと年金」エッセイを募集しています。

応募作品は、審査のうえ厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、その他各賞を選定し、受賞者に賞状の授与並びに記念品を贈呈するほか、受賞作品を日本年金機構ホームページへ掲載します。

応募要項や過去の作品等、詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

- ・ 募集期間 6月1日(月)～9月7日(月)
- ・ 対 象 者 中学生以上の方

◎ 日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp>

〈広告〉

季節折々のお弁当・オードブルをお届けします

- ご友人・ご親族の集まり
- お祝い・法事・おせち料理
- イベント・自治会(団体)の会食

☎ 080-7227-8781



LINEで相談注文OK

合計注文 8,000 円以上  
 未済・村外※は+配達料500円で配達

※あきる野市・日の出町の一部



はあし  
なつ州

檜原村内配達OK  
車両乗入れ可能な場所



ご予算などお気軽  
 にご相談ください!



岡部 竜州 檜原村 2005



一般土木工事一式

東京都知事許可(般-6)第111726号

ICHIKEN  
 (有)市川建材土木

檜原村2877

TEL 598-0513  
 FAX 598-0047

# 高額療養費制度等における 自己負担額の変更について

令和8年8月診療分から1か月の医療費の自己負担限度額が下記のとおり変更となりました。

## 【国民健康保険加入の方】

### <70歳未満>

| 負担割合     | 所得区分（旧ただし書所得）           | 1か月の自己負担限度額                                                                 |
|----------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 3割<br>※1 | 901万円超                  | ア<br>270,300円+（10割分の医療費－901,000円）×1%<br>〈多数回140,100円※2〉<br>（年間上限1,680,000円） |
|          | 600万円超<br>901万円以下       | イ<br>179,100円+（10割分の医療費－597,000円）×1%<br>〈多数回93,000円※2〉<br>（年間上限1,110,000円）  |
|          | 210万円超<br>600万円以下       | ウ<br>85,800円+（10割分の医療費－286,000円）×1%<br>〈多数回44,400円※2〉<br>（年間上限530,000円）     |
|          | 210万円以下<br>（住民税非課税世帯除く） | エ<br>61,500円<br>〈多数回44,400円※2〉<br>（年間上限530,000円※5）                          |
|          | 住民税非課税世帯                | オ<br>36,900円<br>〈多数回24,600円※2〉<br>（年間上限290,000円）                            |

### <70歳～74歳>

| 負担割合 | 所得区分（課税所得）      | 1か月の自己負担限度額 |                                                                        | 外来+入院                                         |
|------|-----------------|-------------|------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
|      |                 | 外来（個人ごと）    |                                                                        | （世帯ごと）                                        |
| 3割   | 690万円以上         | 現役並みⅢ       | 270,300円+（10割分の医療費－901,000円）×1%<br>〈多数回140,100円※2〉<br>（年間上限1,680,000円） |                                               |
|      | 380万円以上         | 現役並みⅡ       | 179,100円+（10割分の医療費－597,000円）×1%<br>〈多数回93,000円※2〉<br>（年間上限1,110,000円）  |                                               |
|      | 145万円以上         | 現役並みⅠ       | 85,800円+（10割分の医療費－286,000円）×1%<br>〈多数回44,400円※2〉<br>（年間上限530,000円）     |                                               |
| 2割   | 145万円未満<br>※3※4 | 一般          | 22,000円<br>（年間上限216,000円）                                              | 61,500円<br>〈多数回44,400円※2〉<br>（年間上限530,000円※5） |
|      | 住民税非課税          | 低所得者Ⅱ       | 11,000円<br>（年間上限96,000円）                                               | 25,700円<br>〈多数回24,600円※2〉<br>（年間上限290,000円）   |
|      |                 | 低所得者Ⅰ       | 8,000円                                                                 | 15,700円<br>（年間上限180,000円）                     |

※1 義務教育就学前の方は2割。

※2 診療月を含めた直近12か月間に、高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降から適用になる限度額（多数回該当）。

※3 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含みます。

※4 旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含みます。

※5 一部41万円の場合があります。

（国民健康保険）令和8年6月から入院時の食費の自己負担額が下記のとおり変更となりました。

| 所得区分              | 食費の自己負担額（1食につき）      |      |
|-------------------|----------------------|------|
| 住民税課税世帯（下記以外の人）   | 550円（一部330円の場合があります） |      |
| 住民税非課税世帯<br>低所得者Ⅱ | 過去12か月で90日以内の入院      | 270円 |
|                   | 過去12か月で90日を超える入院     | 220円 |
| 低所得者Ⅰ             | 130円                 |      |

### 【後期高齢者医療制度加入の方】

| 負担割合 | 所得区分                   |     | 1 か月の自己負担限度額                                                             |                                                 | 外来+入院 |
|------|------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------|
|      |                        |     | 外来（個人ごと）                                                                 | （世帯ごと）                                          |       |
| 3 割  | 現役並み所得Ⅲ<br>課税所得690万円以上 |     | 270,300円+（10割分の医療費－901,000円）×1%<br>〈多数回140,100円※2〉<br>（年間上限1,680,000円※3） |                                                 |       |
|      | 現役並み所得Ⅱ<br>課税所得380万円以上 |     | 179,100円+（10割分の医療費－597,000円）×1%<br>〈多数回93,000円※2〉<br>（年間上限1,110,000円※3）  |                                                 |       |
|      | 現役並み所得Ⅰ<br>課税所得145万円以上 |     | 85,800円+（10割分の医療費－286,000円）×1%<br>〈多数回44,400円※2〉<br>（年間上限530,000円※3）     |                                                 |       |
| 2 割  | 一 般 Ⅱ                  |     | 22,000円<br>（年間上限216,000円）                                                | 61,500円<br>〈多数回44,400円※2〉<br>（年間上限530,000円※3※4） |       |
| 1 割  | 一 般 Ⅰ                  |     |                                                                          |                                                 |       |
|      | 住民税<br>非課税等<br>※1      | 区分Ⅱ | 11,000円<br>（年間上限96,000円）                                                 | 25,700円<br>〈多数回24,600円※2〉<br>（年間上限290,000円※3）   |       |
|      |                        | 区分Ⅰ | 8,000円                                                                   | 15,700円<br>（年間上限180,000円※3）                     |       |

- ※1 区分Ⅱ…世帯全員が住民税非課税である方のうち、区分Ⅰに該当しない方。  
区分Ⅰ…住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入は82万6千5百円を控除、給与収入は給与所得控除後さらに10万円を控除し計算）  
または住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している方。
- ※2 診療月を含めた直近12か月間に、高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降から適用になる限度額（多数回該当）。この多数回該当の回数には、それまで加入していた医療保険（他道府県の後期高齢者医療制度、国保、健康保険、共済）で該当していた回数は含みません。
- ※3 令和8年8月1日以降から、外来+入院（世帯ごと）分にも年間の上限額が新設されます。これにより、月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間上限額に達したそれ以上の医療費については、還付を受けることができます。年間とは8月から翌年の7月までを指します。
- ※4 一部41万円の場合があります。

（後期高齢者医療制度）令和8年6月から入院時の食費の自己負担額が下記のとおり変更となりました。

| 所得区分         |     |                  | 食費の自己負担額（1食につき）      |
|--------------|-----|------------------|----------------------|
| 現役並み所得、一般Ⅰ、Ⅱ |     |                  | 550円（一部330円の場合があります） |
| 住民税<br>非課税等  | 区分Ⅱ | 過去12か月で90日以内の入院  | 270円                 |
|              |     | 過去12か月で90日を超える入院 | 220円                 |
|              | 区分Ⅰ |                  | 130円                 |

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 116・119

# マイナンバーカードでできること

【マイナンバーカードを使ってできることを紹介します】

|                                                                                              |                                                                                       |                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>①本人確認書類</b><br>運転免許証のように、写真付きの本人確認書類として使用できます。                                            | <b>②マイナンバーの確認</b><br>マイナンバーカード裏面にマイナンバーの記載があります。                                      | <b>③健康保険証として利用</b><br>マイナンバーカードを保険証として使用できます。医療機関へ高額療養費の限度額認定証等の書類の持参が不要になります。       |
| <b>④公金受取口座の登録</b><br>口座登録をすることで給付金等の申請時に、申請書に口座番号の記入をせず申請できます。給付金等は、公金受取口座として登録した口座に振り込まれます。 | <b>⑤引っ越しの手続<br/>（転出時のみ）</b><br>村役場に行くことなく、オンラインで転出の手続を行えます。転入先の自治体で転入手続は必要です。         | <b>⑥パスポートの新規・更新の手続</b><br>パスポートの新規・更新の手続をオンラインで申請できます。受取りの際はパスポートの受取窓口に行く必要があります。    |
| <b>⑦国民年金の手続</b><br>国民年金の加入、免除申請（学生納付特例を含む）の申請手続ができます。また、年金記録やこれから受け取る年金の見込額の確認もできます。         | <b>⑧運転免許証として利用</b><br>免許センター等で氏名や住所変更の手続が不要になります。オンラインで免許更新時講習の受講が可能になり、更新手数料が安くなります。 |  |

※マイナンバーカード関連サービスの申請や利用時は、カード取得時に登録した6桁以上の英数字及び4桁の数字の暗証番号が必要です。  
また、各サービスをご利用するにあたり、事前に登録等が必要となる場合があります。

檜原村では、マイナンバーカードを使って、コンビニで住民票や印鑑登録証明書の発行はできませんのでご了承ください。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・115

〈広告〉

## 24時間年中無休で安心をお届けします

### ◆営業品目◆

各種消火器・住宅用火災警報器・防災用品  
消防設備保守点検・防火対象物点検・避難設備  
自動火災報知設備及び消火設備設計施工

〒190-0021 立川市羽衣町3-27-19

**(株)消防弘済会**

TEL 042-523-3337代

FAX 042-525-3302

http://www.kousaikai.com

## 消防・防災全般

### 備えあれば憂いなし！

消火器・住宅用火災警報器・消防ポンプ・消防団用品  
防災用品全般販売・消防設備設計・施工・保守点検  
建築設備・防火対象物点検

**株式会社 セイフティー**

(旧：株式会社 きしの防災)

東京都知事許可(般28)第83107号

〒197-0822 東京都あきる野市小川東1-2-11

TEL 042-533-2461 FAX 042-533-2462

safety@sft-bousai.com

～今月の納期～ 8月31日（月）です

- ・村都民税（普通徴収）第2期
- ・介護保険料第2期
- ・国民健康保険税第2期
- ・後期高齢者医療保険料第2期

納め忘れのないようにお願いします。

～地方税お支払サイト～

エル・キューアール

**eL-QR**

付き納付書なら  
簡単便利にキャッシュレス納付

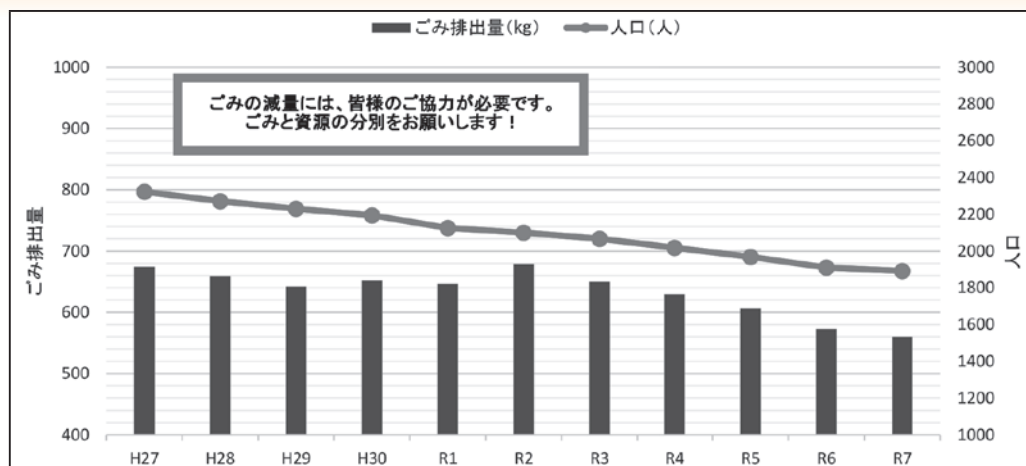
詳細はこちら→



※介護保険料、後期高齢者  
医療保険料の支払いには  
対応していません。

## 環境・水道

### ごみ排出量（資源を除く）



皆様が毎日出しているごみの量を年度別にグラフにしたものです。

- 資源になる物は必ず資源へ！
- 粗大ごみにする前に再利用や譲り合いを！
- ごみの出し方で迷ったら生活環境係へ



◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 120・127

〈広告〉

一般建築・リフォームのことなら  
なんでもご相談下さい！！



一般建築・リフォーム  
株式会社 **光壽建築**

東京都知事許可(般6)第123420号

代表取締役 野村 正雄

〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村435-2

TEL 042-598-0870

FAX 042-598-1300

### 建築一式工事業

都知事許可(般-6)第87705号

(有) **吉澤工務店**

代表取締役 吉澤 伸行

檜原村2733-2 (代) TEL 598-0551

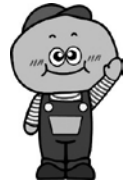
FAX 598-1008

日の出町事務所・工場 TEL 597-0984

E-mail: yoshizawa-k@kve.biglobe.ne.jp

## 守っていますか??ごみ出しのマナー

ごみの出し方について、もう一度ご自分の出し方をチェックしてください。



### 1. 決められたごみの日・時間に出していますか？

収集日の朝8時までに出すようにお願いします。

ごみを出す際に獣やカラスなどに荒らされてしまいますので、ごみネットをしっかりと掛けてください。

資源は正しい収集日に出さないと、長期間放置され衛生的にも景観的にも良くありません。

### 2. 水分の多い生ごみを出していませんか？

生ごみの約80%は水分なので、水切りを行えばごみの減量につながります。また、水切り以外にも生ごみ処理機器を使用すると堆肥化や乾燥させることで畑・菜園の肥料として使えるのでごみの減量につながります。

村では、生ごみ処理機器の購入費に補助金を交付しています。随時受付をしていますのでご利用ください。

### 3. びん・缶・ペットボトルを出すときに中を洗っていますか？

資源になるびん・缶・ペットボトルは汚れていると資源にすることができません。出す際には、必ず中を洗ってから出すようにしましょう。また、ペットボトルは、ラベル・キャップをはずしてからつぶして出してください。はずしたラベル・キャップは可燃ごみへ出してください。

### 4. 可燃ごみの中に「びん」や「缶」を入れていませんか？

可燃ごみの袋にびんや缶を入れて出すと、処分ができません。必ず分別してから出してください。

### 5. 「布」、「紙」は濡れないようにお願いします。

布・紙資源収集日が雨だった場合は、ビニールやシートをかけるなどのご協力をお願いします。濡れてしまうと資源にならなくなってしまいます。

### 6. 不燃ごみ・有害ごみの分別はされていますか？

不燃ごみは処理施設で破砕・選別を行い、ごみと資源の分別を行っています。粉砕する過程で卓上カセットコンロのボンベなど危険物を混ぜて出すと引火の恐れがあるため、大変危険です。必ず混ぜて出さずに分別してください。また、瀬戸物は「不燃ごみ」、卓上カセットコンロのボンベやライターなどは「有害ごみ」となりますので、有害ごみ専用袋に入れて出してください。有害ごみの専用袋がない場合は、ビニール袋に入れ、ビニール袋に有害ごみと書き出してください。



ごみの出し方について、分からないことがありましたら村で発行した「檜原村ごみの出し方」を確認するか役場までお問い合わせください。また、有害ごみ専用袋、ごみネットは役場産業環境課の窓口にて配布しています。

ご面倒でもしっかりとごみの分別をお願いします。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 120

## 違法な不用品回収業者にご注意ください！

不用になったものを無料で回収しますと宣伝し、違法にごみ収集を行う業者がいます。

そのような業者を利用した際に**無料と言われたのにあとで高額な料金を請求された、回収したごみを業者が不法投棄した**などのトラブルになる事例があります。

檜原村でごみ収集を行うには、「**一般廃棄物収集運搬業の許可**」が必要になります。古物商の許可や産業廃棄物収集運搬業の許可では、ごみ収集を行うことはできません。

もし、自宅に電話がかかってきたり、ポストにチラシが入っていたりしても利用しないでください。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 120・127

## 不法投棄の監視にご協力を！

村道・林道沿いに様々なごみが不法投棄されていることがあります。

村全域の不法投棄の監視・発見には、住民の皆様の協力が欠かせません。

不審な車、不法投棄の現場を目撃された場合は、警察署にご連絡ください。

※車の特徴や車のナンバー等が分かる場合は紙に書き留めて、ご連絡ください。



◎ 問い合わせ先 ・五日市警察署 Tel 042-595-0110  
・産業環境課生活環境係 内線 120・127

環境・  
水道

〈広告〉

### 電気のことなら何でもご相談ください！

電気工事

豊富な季節家電

洗剤自動投入洗濯機  
自動洗浄トイレ

補聴器のお取扱い

比べてみれば、  
やっぱり  
近くの電気屋さん♪

五日市店 あきる野市五日市20  
☎ (042)596-1326  
FAX (042)596-2514

# 檜原村安全・安心 むらづくり協議会からお知らせ

## 局地的豪雨に気をつけよう

局地的豪雨はいわゆる集中豪雨ですが、突発的に豪雨が降るので、ゲリラ豪雨と呼ばれています。雨や台風などは天気図によってある程度予測が可能ですが、局地的豪雨は現在の予報技術では正確に予測することは困難です。

局地的豪雨が多くなる台風の季節には、次のことに注意しましょう。

- ・ 雨に関する情報を注意深く聞く。
- ・ 懐中電灯、ろうそく等の照明や携帯ラジオ、その他必要なものを非常持出袋等に入れ用意しておく。
- ・ 川などにいるときは、上流の天気にも気をつける。
- ・ 車を運転中は道路冠水もありえるので、アンダーパスなどは通行しない。
- ・ 川や水路、がけには近づかない。

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 216・218

## 野生のクマにご注意ください

### クマを自宅付近に近づけないために

- ・ 夜間にごみ集積所にごみを出さないようにしましょう。
- ・ 野菜や果物は取り残さないようにしましょう。
- ・ ガソリン、エンジンオイル、ペンキなどのにおいにも強く反応するので、外に放置しないようにしましょう。
- ・ 人家と山との間にあるヤブはツキノワグマの隠れ場所となってしまいます。雑草の刈り払いを行い、見通しを良くしましょう。

### クマと出会わないために

- ・ 自分の存在をクマに知らせるためにラジオやクマ鈴などで音を出しながら行動しましょう。
- ・ 早朝や夕方に活発に行動するため、この時間の外出は極力避けましょう。

### 檜原村におけるツキノワグマ対策

- ・ 目撃・痕跡情報が寄せられた場合、猟友会・警察と連携し、見回り・追払いを実施しています。
- ・ 人家近くの放任果樹の伐採を実施しています。
- ・ クマ鈴、クマ撃退用スプレーの貸し出しを実施しています。
- ・ 人家近くに頻繁に出没する場合には、捕獲用箱罠を設置して捕獲を行います。

村内で、クマを目撃した場合は、直ちに役場または警察にご連絡ください。その際は、「日時」、「場所」、「時間」、「頭数」、「クマの行動」をお知らせください。

◎ 問い合わせ先 産業環境課 農林産業係 内線 129・130

## 福祉・けんこう

## 8月の栄養相談

【日時】 8月12日(水)・26日(水)

午前9時30分～午後3時

【会場】 やすらぎの里 保健センター

(けんこう館2階)

ご自身やご家族の栄養についての疑問や食事療法などについて、栄養士・保健師が相談に応じます。

8月の  
精神保健巡回相談

【日時】 8月13日(木) 午前10時～正午

ご自身やご家族のこころの健康について、専門医と保健師がご自宅に訪問して相談に応じます。秘密は厳守します。(費用無料)

★ご利用される場合には、ご予約が必要となります。詳細につきましては、お問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

栄養教室

## ヘルシ～ひのはらいふ

栄養教室「ヘルシ～ひのはらいふ」を行います。

みなさんが健康で豊かな生活を実現していけるよう、健康に関する正しい情報をお伝えする場、正しい食生活を身に付けていただく場として、今年度3回目のテーマは「花粉症」です。ぜひご参加ください。

**対象者** ご興味のある方どなたでもお申込みいただけます(定員10名です。9月4日(金)までにお申込みください。)

**日時** 9月16日(水) 午前10時～午後1時

**場所** やすらぎの里 保健センター

(けんこう館2階)

◎ 申込み・問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

## 気管支ぜん息等の方へ医療費助成

## 「大気汚染医療費助成制度」

都内に1年(3歳未満は6か月)以上在住の18歳未満で気管支ぜん息等に罹患<sup>リ</sup>しているなど、要件を満たす方に認定疾病に係る医療費を助成しています。申請書類の配布・受付は区市町村で行っています。すでに医療券をお持ちの方は、有効期間満了の1か月前を目安に、区市町村で更新の手続きをしてください。

◎ 問い合わせ先 東京都保健医療局環境保健衛生課 TEL 03-5320-4491  
福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

福祉・けんこう

## 令和8年度 婦人がん検診（集団）について

20歳以上の女性を対象に、検診バスによる婦人がん検診を実施します。

### ◆検診項目

#### ○乳がん検診

問診・マンモグラフィまたは超音波検査  
（超音波検査は20歳から39歳の方）

#### ○子宮がん検診

問診・細胞診

※希望者には大腸がん検診・骨粗しょう症検診を併せて実施します。（要申込）

○大腸がん検診：30歳以上の方で、総合がん検診にて大腸がん検診を受けていない方

○骨粗しょう症検診：受診券が送付された方

◆対象者 村内に住所のある20歳以上の女性

◆日時 ①10月10日（土）

②11月22日（日）

午前8時30分～午前11時

◆場所 ①福祉センター

②やすらぎの里

◆費用 無料

### ◆申込み

○受付期間：8月17日（月）～ ※土・日・祝日を除く

○受付時間：午前10時～正午・午後1時～午後5時

○電話番号：0120-973-493（無料）

※お申込みの際に、ご希望の検診の種類をお伝えください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 Tel 042-598-3121

## 歯周疾患予防教室

いつまでも自分の歯でおいしく食べ続けるためには、若いうちからの歯周病予防が大切です。歯周病と生活習慣病との関係など歯周病予防について、歯科衛生士・保健師がお話しします。ぜひご参加ください。

◆日時 9月11日（金）

午前10時～午前11時

◆場所 やすらぎの里 保健センター

（けんこう館2階）



◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 Tel 042-598-3121

## 西多摩地区心身障害者（児） 巡回相談（無料）の実施について

心身障害者（児）巡回相談を下記のとおり実施します。

この相談では、身体障害者手帳・補装具の交付などに必要な診断が無料で受けられます。

相談を希望される方は、福祉けんこう課けんこう係までお申込みください。（定員がありますので、お早めをお願いします。）

**開催日** 10月8日（木）

**会場** 西多摩福祉事務所（青梅合同庁舎）

**実施種目** 肢体不自由のみ

**申込期間** 8月5日（水）～8月21日（金）※土・日・祝日除く

◎ 申込み・問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

## こちら地域包括支援センターです！！

### ○振り込め詐欺にご注意ください○

振り込め詐欺とは、「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」「還付金詐欺」などの総称です。最近は犯罪の手口が巧妙になり、だまされたと気づかないこともあるようです。

○事実確認をしっかりおこない、身近な人に相談する

○ちょっとでもおかしいと思ったら振り込まない

金融機関で振り込む際に  
「何か変だな・・・」と思った場合には、最寄りの警察署や地域包括支援センターへ連絡してください。

◎ 問い合わせ先  
檜原村地域包括支援センター  
TEL 042-598-3121

〈広告〉

### 不動産の売買・賃貸・仲介・管理

土地や家、不動産を売りたい方、貸したい方

相続物件の買取や空家解体のご相談など

お気軽にお問い合わせください

## 東京マウンテン株式会社



Tokyo Mountain

<https://tokyomountain.com>  
[info@tokyomountain.com](mailto:info@tokyomountain.com)

檜原村 792-13（笹平）

TEL: 042-519-9117

東京都知事（2）第 106189 号

公益社団法人 全日本不動産協会 正会員

公益社団法人 不動産保証協会 正会員

福祉・  
けんこう

# ／初心者向け／ スマートフォン 基礎講座

2026 8月25日(火)  
10:00～12:00

対象  
50歳以上  
の方

／参加費無料／

先着10名様  
講座は事前に  
申し込みが  
必要です

※相談会は  
自由参加です

## 内容

### ○10:00～11:00 講座

スマホをもっと便利に使うためのステップアップ講座です。地図、写真、便利なアプリなど、毎日の暮らしに役立つ使い方を楽しく学びます。

### ○11:00～12:00 相談会

スマホのお悩み事のご相談を個別で対応します。操作の疑問、なんでも聞いてください。相談会の参加だけでも大歓迎です！

## 持ち物

スマートフォン・筆記用具

## 会場

やすらぎの里 3階 多目的ホール

今回の講座は、7月の基礎講座のステップアップ編ですが、難しい内容ではありません。7月の基礎講座を受講していなくても参加可能です！

わたしたちが講師です！  
一人一人のペースに合わせて進めます  
のでご安心ください。楽しみながら  
スマホに親しみましょう♪



ご予約、ご質問は福祉けんこう課までお願いいたします

☎ 042-598-3121

問合せ：福祉けんこう課 福祉係  
委託先：つながるコーポレーション

# 介護保険料等の基準額が見直されました

介護保険料等の算定及び判定は年金収入等80.9万円を基準としていましたが老齢基礎年金（満額）の支給額の引き上げに伴い、基準額が80.9万円から82.65万円に見直されました。高額介護（予防）サービス費、特定入所介護（予防）サービス費における年金収入等基準についても次のとおり見直されることとなります。

## 介護保険料（4月から）

| 所得段階 |                  | 改正前                                                         | 改正後                                                           |
|------|------------------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 第1段階 | 住民税<br>非課税<br>世帯 | 生活保護受給者<br>老齢福祉年金受給者<br>課税年金収入額＋合計所得金額<br><u>80.9万円以下の人</u> | 生活保護受給者<br>老齢福祉年金受給者<br>課税年金収入額＋合計所得金額<br><u>82.65万円以下の人</u>  |
| 第2段階 |                  | 課税年金収入額＋合計所得金額<br><u>80.9万円超</u> 120万円以下の人                  | 課税年金収入額＋合計所得金額<br><u>82.65万円超</u> 120万円以下の人                   |
| 第4段階 | 住民税<br>課税世帯      | 本人非課税世帯で<br>課税年金収入額＋合計所得金額<br><u>80.9万円以下の人</u>             | 本人非課税世帯で<br>住民税非課税世帯で課税年金収入<br>額＋合計所得金額<br><u>82.65万円以下の人</u> |

## 高額介護（予防）サービス費（8月から）

| 所得区分 | 改正前                                                | 改正後                                                 |
|------|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 第2段階 | 住民税非課税世帯で課税年金収入<br>額＋合計所得金額が<br><u>80.9万円以下</u> の人 | 住民税非課税世帯で課税年金収入<br>額＋合計所得金額が<br><u>82.65万円以下</u> の人 |

高額介護（予防）サービス費は、1か月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えたときに超えた分が払い戻しされる制度です。

## 特例入所介護（予防）サービス費（8月から）

| 利用者負担段階 | 改正前                                      | 改正後                                       |
|---------|------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 第2段階    | 年収金額 ＋ 合計所得金額<br><u>80.9万円以下</u>         | 年収金額 ＋ 合計所得金額<br><u>82.65万円以下</u>         |
| 第3段階①   | 年収金額 ＋ 合計所得金額<br><u>80.9万円超から120万円以下</u> | 年収金額 ＋ 合計所得金額<br><u>82.65万円超から120万円以下</u> |

特定介護（予防）サービス費は、介護保険施設やショートステイを利用する人の食費、居住費について、低所得の方への補助を行う制度です。

非課税年金（障害年金 遺族年金）を含みます。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

けんこう  
福祉

## 介護保険施設等に入所する一部の方の食費・居住費が 令和8年8月1日から変わります

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の食費・居住費については、低所得の方への補助（補足給付）を行っています。

！ 令和8年8月から、第3段階①・②に該当する方について、食費が30円～60円（日額）、一部の方を除き居住費については100円（日額）引き上がります。

\* 食費の基準費用額についても100円（日額）引き上がります。

|                     |             |                           | 基準<br>費用額 | 負担限度額（負担いただく日額） |                |                  |                  |                    |                    |  |  |
|---------------------|-------------|---------------------------|-----------|-----------------|----------------|------------------|------------------|--------------------|--------------------|--|--|
|                     |             |                           |           | 第1段階            | 第2段階           | 第3段階①            |                  | 第3段階②              |                    |  |  |
|                     |             |                           |           |                 |                | 令和8年<br>7月まで     | 令和8年<br>8月から     | 令和8年<br>7月まで       | 令和8年<br>8月から       |  |  |
| 食 費<br>【ショートステイの場合】 |             |                           | 1,545円    | 300円<br>[300円]  | 390円<br>[600円] | 650円<br>[1,000円] | 680円<br>[1,030円] | 1,360円<br>[1,300円] | 1,420円<br>[1,360円] |  |  |
| 居 住 費               | 多床室         | 特養等                       | 915円      | 0円              | 430円           | 430円             | 430円             | 430円               | 530円               |  |  |
|                     |             | 老健・医療院 <small>（注）</small> | 697円      | 0円              | 430円           | 430円             | 430円             | 430円               | 530円               |  |  |
|                     |             | 老健・医療院等                   | 437円      | 0円              | 430円           | 430円             | 430円             | 430円               | 430円               |  |  |
|                     | 従来型個室       | 特養等                       | 1,231円    | 380円            | 480円           | 880円             | 880円             | 880円               | 980円               |  |  |
|                     |             | 老健・医療院等                   | 1,728円    | 550円            | 550円           | 1,370円           | 1,370円           | 1,370円             | 1,470円             |  |  |
|                     | ユニット型個室の多床室 |                           | 1,728円    | 550円            | 550円           | 1,370円           | 1,370円           | 1,370円             | 1,470円             |  |  |
|                     | ユニット型個室     |                           | 2,066円    | 880円            | 880円           | 1,370円           | 1,370円           | 1,370円             | 1,470円             |  |  |

(注)「その他型」もしくは「療養型」の介護老人保健施設又は「Ⅱ型」の介護医療院における多床室の入所者（療養室の床面積が8㎡/人以上に限る。）が対象。



### 補足給付の対象となる方

（令和7年度の年金額改定を踏まえ、令和8年8月から、利用者負担段階の基準を見直します。）

| 利用者負担段階 | 補足給付の主な対象者（令和8年8月～）<br>※ 非課税年金も含む                        | 預貯金額（夫婦の場合）        |
|---------|----------------------------------------------------------|--------------------|
| 第1段階    | 生活保護受給者                                                  | 要件なし               |
|         | 世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者                                | 1,000万円（2,000万円）以下 |
| 第2段階    | 世帯全員が市町村民税非課税<br>年金収入金額 <sup>(※)</sup> ＋合計所得金額が82.65万円以下 | 650万円（1,650万円）以下   |
| 第3段階①   | 年金収入金額 <sup>(※)</sup> ＋合計所得金額が82.65万円超～120万円以下           | 550万円（1,550万円）以下   |
| 第3段階②   | 年金収入金額 <sup>(※)</sup> ＋合計所得金額が120万円超                     | 500万円（1,500万円）以下   |

※ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業も対象となる場合があります。（事業を実施していない社会福祉法人等もあります。）

### 補足給付の対象ではない方

ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。  
ご自身が居住費の引上げの対象になるかは施設にご確認ください。



◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

## 西多摩地域広域行政圏協議会主催 地域包括ケアシステム連携事業住民向け講演会

### 「太古の響きに身を委ね心豊かに過ごすために」 ～認知症の話とディジュリドゥのしらべ～

西多摩地域8市町村（青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町）は、在宅医療介護に関する普及啓発のため、認知症に関する無料の講演会を開催します。ぜひこの機会にご参加ください。

○日時 10月17日（土）午後1時開場、午後1時30分開演

○講師 秋川病院 院長 植田 宏樹 氏

\*ディジュリドゥ奏者 NATA 氏

○会場 トラストルピア ルピアホール（あきる野市秋川1-8）

○費用 無料

○内容

講演 「太古の響きに身を委ね心豊かに過ごすために」  
～認知症の話とディジュリドゥのしらべ～

○定員 200名（事前申込制）

○募集開始日 8月17日（月）

○申込方法 9月30日（水）までに、申込フォームまたは電話で檜原村福祉けんこう課福祉係までお申込みください。

<申込フォーム>

<https://logoform.jp/form/LaiY/1659653>



\*オーストラリア大陸先住民  
アボリジニの金管楽器



福祉・  
けんこう

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

## 檜原村産後ケア事業（通所型・訪問型）

産後ケア事業は、出産後の心身の不調や育児に不安があるお母さんが助産院や自宅でケアを受け、心身の不調の回復や育児の不安を解消するための事業です。

| 対象者  | 通所型                                                                                | 訪問型        |
|------|------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 内容   | 健康管理、乳房ケア、授乳指導、栄養指導、沐浴、育児相談等                                                       | 出産後から1年以内  |
| 実施場所 | まるやま助産院<br>（あきる野市）                                                                 | 自宅         |
| 費用   | 1回 2,500円※                                                                         | 1回 1,500円※ |
| 利用方法 | 利用相談、申請が必要となります。①母子健康手帳、②身分証明書をご用意の上、福祉けんこう課子育て支援係へご連絡ください。※通所型、訪問型合せて5回まで無料となります。 |            |

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課子育て支援係 TEL 042-598-3122

# 児童扶養手当及び 特別児童扶養手当について

## ◆児童扶養手当

次のいずれかに該当する18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度の障がいの状態にある場合は20歳未満）を監護する母又は監護し、かつ、生計を同じくする父が対象です。

- ①父母が婚姻を解消した後父又は母と生計を同じくしていない児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母が重度の障害を有する児童
- ④父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤父又は母が1年以上遺棄している児童
- ⑥父又は母が保護命令を受けた児童
- ⑦父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑧婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨父母が不明な場合（棄児等）

※①から⑨に該当する児童を母が監護しない場合、又は父が監護若しくは生計を同じくしない場合は、当該父母以外の方で当該児童を養育する養育者の方が対象です。

### ・手当額（4月～）

所得により11,340円から48,050円までの金額です。

※所得限度額以上の場合は支給されません。

### ・加算額（4月～）

第2子以降・・・所得により5,680円から11,350円までの金額です。

## ◆特別児童扶養手当

次のいずれかの障害がある20歳未満の児童を父若しくは母が監護する場合、または父母がないか若しくは父母が監護しない場合においては当該児童を養育する方が対象です。

### ・手当額（4月～）

**1級** 月額58,450円      **2級** 月額38,930円

※手当の等級です。手帳の等級とは異なります。

### ・対象となる障害の状態の例

- 身体障害  
おおむね身体障害者手帳1級～3級程度（下肢障害については4級の一部を含む）
- 知的障害  
おおむね愛の手帳1度～3度
- 精神障害  
おおむね愛の手帳1度～3度（自閉スペクトラム症等により日常生活に著しい制限を受ける方等）
- 重複障害  
複数の障害がある場合は上記の基準を満たさない場合でも該当となることがあります。

## ◆児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届について

現況届は、引き続き手当を受給する資格があるかを確認するためのものです。期限までにこの届出をしないと、8月以降の手当の支給が受けられなくなりますので、必ず提出してください。

**提出期限**      **8月14日（金）まで**

◎ 問い合わせ先   福祉けんこう課子育て支援係   TEL 042-598-3122

# 糖尿病患者さんと糖尿病予備群の方のための“糖尿病1日教室”

- 日時：9月12日（土）午後2時～午後4時（開場午後1時30分～）  
 ■場所：公立福生病院 1階多目的ホール ■定員：30名（要申込）  
 ■内容：①糖尿病について（糖尿病専門医）②食事療法について（管理栄養士）  
 ③運動療法（トレーナー）の講演 ■費用：無料  
 感染症等の影響により開催中止となる場合があります。予めご了承ください。

◎ 問い合わせ・申込み先 （一社）西多摩医師会 TEL 0428-23-2171

## 教育・文化

## 令和7年度 学校給食費会計決算報告

令和7年度の学校給食費会計の決算額は次のとおりとなりました。

（単位：円）

|        |             |
|--------|-------------|
| 収入額    | 9,740,601 円 |
| 支出額    | 9,697,847 円 |
| 差引     | 42,754 円    |
| 翌年度繰越額 | 42,754 円    |

| 収 入          |           |                                                                                                                                               |  |
|--------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 科 目          | 金 額       | 備 考                                                                                                                                           |  |
| 1. 給 食 費     | 3,526,065 | 小学校 1,362,375<br>中学校 1,492,575<br>調理場 629,025<br>試食等 42,090                                                                                   |  |
| 2. 村 負 担 金   | 6,151,124 | 学校給食費負担金 4,852,555<br>物価高騰対策に係る学校給食費負担金 475,881<br>準要保護児童生徒就学援助費（学校給食費） 570,240<br>検食費負担金 116,600<br>非常時用食材費負担金 112,590<br>食材費振込手数料負担金 23,258 |  |
| 3. 繰 越 金     | 62,365    | 前年度繰越金                                                                                                                                        |  |
| 4. 滞 納 繰 越 分 | 0         |                                                                                                                                               |  |
| 5. 諸 収 入     | 1,047     | 食材買取                                                                                                                                          |  |
| 合 計          | 9,740,601 |                                                                                                                                               |  |

| 支 出          |           |                |  |
|--------------|-----------|----------------|--|
| 科 目          | 金 額       | 備 考            |  |
| 1. 給 食 食 材 費 | 9,561,999 |                |  |
| 2. 非常時用食材費   | 112,590   | 非常時用食材購入 300 食 |  |
| 3. 振 込 手 数 料 | 23,258    | 食材費振込手数料       |  |
| 4. 還 付 金     | 0         |                |  |
| 5. 予 備 費     | 0         |                |  |
| 合 計          | 9,697,847 |                |  |

令和7年度の給食回数は、小学校188回、中学校189回を実施しました。

給食費は、月額小学校低学年4,770円、中学年5,300円、高学年5,830円、中学生6,600円となっていますが、令和7年度から保護者の経済的負担を軽減するため条件なしの無償化とし、児童生徒の給食費は、村で負担することとなりました。また、令和6年10月からお米の納入価格が高騰していることから、令和7年度も引き続きその高騰分、非常時に給食を提供しなければならない場合の食材としてアルファ米を購入するための費用、食材費の振込手数料、検食費等について村で負担しました。

また、人件費、光熱水費等についてもすべて村で負担しています。

学校給食共同調理場では、今後も地場産材を使用した給食、小学校のお楽しみ給食、小・中学校のどんぶりっ子給食などを企画し、全体にバランスがとれた内容になるような献立を工夫したり、旬の食材を使用したりと檜原村ならではの手作りに力を入れていきます。さらに衛生面には特に注意を払い、調理後短時間で提供できるよう努めてまいります。

◎ 問い合わせ先 教育課給食係 TEL 042-598-0035

# Tokyo Hillclimb

## 第14回東京ヒルクライム HINOHARAステージ大会

開催日

令和8年

10.4[日]

雨天  
決行

募集開始

令和8年7月10日[金]

募集締切

令和8年8月31日[月](締切)

※定員になり次第終了とさせていただきます。

大会のお問合せ

東京ヒルクライムHINOHARAステージ大会実行委員会

Tel:042-588-5021

E-mail:hinoharastage@gmail.com

URL:<http://kfctriathlon.com/html/home.html>

■主催 東京ヒルクライムHINOHARAステージ大会実行委員会

■競技主管 KFCトライアスロンクラブ

当日の受付不要

ナンバーカードは  
事前発送!

お申し込みは

インターネットでお申し込みください。

(SPORTS ENTRY HPより)

<https://cycle.spoen.jp>

携帯電話・スマートフォンの場合

QRコードからもアクセスできます。



## 教養講座参加者募集!

年間を通して『俳句教室』『水彩画教室』『水墨画教室』を開催しています。素敵な作品と一緒に作りませんか? 皆様の申込みを随時お待ちしております。

※現在、水彩画教室は満員のため募集を停止しています

○場 所 檜原村福祉センターまたは檜原村役場

○参加費 無料

○対 象 村内在住・在勤者

◎ 申込み・問い合わせ先 教育課社会教育係 内線 227

## その他

### 「あなたの命を守るのは、早めの予防です」

毎年8月は、熱中症による救急搬送が増加する時期です。

熱中症は屋外だけでなく、自宅の室内でも発生します。「まだ大丈夫」と思っているうちに症状が進行し命に関わる危険な状態になることがあります。

近年、35℃を超える猛暑日だけでなく、40℃以上の「酷暑日」と呼ばれる極めて危険な暑さの日も見られるようになっていきます。

熱中症予防の3つのポイント、①こまめな水分・塩分補給、②エアコンの適切な使用、③無理をしないそして熱中症の初期症状（めまい、立ち眩み、しびれ、体のだるさなど）があったときは症状が悪化して救急車を呼ぶ事態になる前に早めの対策をお願いします。

もし救急車を呼ぼうか迷ったら、東京消防庁救急相談センター「#7119」で救急車の必要性や受診可能な医療機関を確認してください。

◎ 問い合わせ先 秋川消防署檜原出張所 Tel 042-598-0119

その他

〈広告〉

## 健康保険で出来る訪問医療マッサージ

- ・麻痺や関節拘縮がある方
  - ・足の痺れや膝の痛みで歩行が大変な方
  - ・寝たきりや車いす生活の方
  - ・デイに通っていても利用できます
  - ・無料にてお試しマッサージもできます
- \* 歩行困難や通院が大変な方が対象です**

健康保険を使用する場合は  
医師の同意書が必要になります

はりきゅう・りあん

あきる野市淵上205

院長 小野知哉

090-2734-7741

\* 当院より直線16キロが範囲となります

# 裁判員経験者の声をお届けします。



裁判員制度  
広報キャラクター  
さいニャン

よい経験  
と感じた

非常によい  
経験と感じた

97.4%

「裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書 令和7年度（2025年度）より」

裁判員として裁判に参加した後、  
合計97.4%の方が  
「（非常に）よい経験と感じた」  
という感想を持っています。  
どんなことがよかったのか、経験  
者の声を紹介します！

## 経験者の声



得がたい経験ができました！

人の人生に関わることを、自分一人ではなく、性別や年齢の異なる方々と話し合っ、チームとして決めるという得がたい経験ができました。



自分が成長していることを感じました！

評議では忌憚のない意見を言い合うことができました。他の裁判員の方の視点にも気づくことができ、自分が成長していることを感じることができました。

## 裁判官からこれから裁判員を経験するみなさんへのメッセージ



評議では、裁判員・補充裁判員の方からの鋭い視点や意見にハッと気付かされることがたくさんあります。お互いの意見に耳を傾けみんなで悩みながら議論を尽くし、チームとしての結論を導き出しています。安心して参加してください。

裁判員制度は、法律の専門家ではない国民のみなさんに参加していただくことに意義のある制度です。みなさんの積極的なご参加をお願いします。

● 裁判員制度をもっと詳しく  
お知りになりたい方はこちら！

裁判所ウェブサイト



経験者の声ページ



◎ 問い合わせ先 東京・地方裁判所事務局総務課渉外係 TEL 03-3581-2295

## 八王子都税事務所からのお知らせ

### ①8月は個人事業税第1期分の納期です

8月31日(月)までにお納めください。納付される際は、キャッシュレス納税(口座振替、スマートフォン決済アプリによる納付、クレジットカード納付等)をぜひご活用ください。また、省エネ設備の取得に係る減免の申請も受け付けています。

◎ 問い合わせ先 東京都八王子都税事務所 TEL 042-644-1111

### ②災害等により甚大な被害を受けた方に対して都税を減免する制度があります

災害等により甚大な被害を受けた方に対して、一度課税された税金のうち、納期限前のものを被災の程度等によって減免(軽減または免除)する制度があります(納税を猶予する制度もあります)。対象は、固定資産税・都市計画税(23区内)、不動産取得税、個人事業税などです。原則として、納期限(不動産取得税を除く。)までに、納税者ご本人からの申請が必要です。被災の事実を証明する書類を添えて、都税事務所へ申請してください。

◎ 問い合わせ先 東京都八王子都税事務所 TEL 042-644-1111

### ③インターネット公売(動産、自動車、不動産等)のお知らせ

東京都主税局では、インターネット公売(動産、自動車、不動産等)を実施します。

#### 【公売申込期間】

8月14日(金)午後1時～8月26日(水)午後11時

#### 【せり売り期間(動産、自動車)】

9月1日(火)午後1時～9月3日(木)午後11時

#### 【入札期間(不動産等)】

9月1日(火)午後1時～9月8日(火)午後1時

詳細は、東京都主税局 HP 又は下記問い合わせ先へ

◎ 問い合わせ先 主税局徴収部機動整理課公売班 TEL 03-5388-3027

その他

## 村民ひろば

### 「村民ひろば」について

サークルの会員募集やイベントの開催案内等、生涯学習や社会福祉活動に広く村民を対象とした情報を、広報ひのはらの紙面に掲載することができます。

詳細は、下記へお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 216・218

学校だより

## いま、檜原小学校では ～充実した体験学習～

本校では、自然体験や校外学習、地域との交流活動など、多様な体験学習を通して学びを深めています。実際に見て、聞いて、感じる経験を重ねることで、主体性や協働する力を育んでいます。

### はたらく消防生会（2、3年）

5月7日（木）、秋川消防署檜原出張所や檜原村消防団の皆様にご協力いただき、今年も本物の消防車や救急車を間近に見ることができる貴重な機会となりました。子供たちは、隊員の方々の説明に真剣に耳を傾けながら、車両の細部までじっくりと観察していました。「ここはこうなっているんだ!」と新たな発見を楽しみながら、画用紙いっぱいに消防車や救急車の姿を表現していました。



### 防災訓練



6月4日（木）の避難訓練では、秋川消防署檜原出張所の皆様にご協力いただき、防災訓練を実施しました。起震車体験、通報訓練、煙体験、消火訓練の各ブースで説明を受けながら、非常時に適切な行動がとれるよう体験的に学びました。子供たちは、災害時に自分の身を守る方法や防災行動について理解を深めることができました。今後も毎月の避難訓練を通して、防災への意識を高めていきます。

### 歯科保健指導（歯磨きの仕方）

檜原村訪問歯科衛生士さんをお招きし、全学年で歯みがき指導を実施しました。染め出しを行いながら、自分の歯の状態を確認し、正しい歯のみがき方について学びました。子供たちは鏡を見ながら丁寧に歯をみがき、歯の健康への意識を高めていました。また、訪問歯科衛生士さんには日頃から来校いただき、給食後のブラッシング指導などを通して子供たちの歯の健康を支えていただいています。こうした継続的な取組の成果もあり、本校は昨年度、全日本学校歯科保健優良校に選ばれました。



### 水泳指導開始



6月22日（月）から水泳指導が始まりました。本校では屋内プールを活用し、約1か月間にわたって学習を行います。水泳指導では、子供たちの発達段階に応じて、水に親しむ活動から泳力向上まで、それぞれの目標に合わせた学習を進めています。安全面に十分配慮しながら、一人一人が意欲的に取り組めるよう指導を行ってきました。今年も、子供たちにとって安全で楽しい水泳学習となるよう取り組みました。



### 清水臨海学園（5年）

5年生は、6月22日（月）から24日（水）までの2泊3日で清水臨海学園を実施しました。はごろもフーズの工場見学や三保松原の散策では社会科の学びを深め、釣りやSUPなどのマリンスポーツでは海の魅力を体感しました。仲間と協力しながら生活し、集団生活を通して大きく成長することができました。最終日には日本平動物園も見学し、学びと体験にあふれた充実した3日間となりました。

### 【9月のおもな学校行事予定】

|          |               |          |              |
|----------|---------------|----------|--------------|
| 9月 1日（火） | 始業式 一斉下校      | 9月15日（火） | 交通安全教室（1～4年） |
|          | 安全指導 4時間授業    | 9月17日（木） | バードカービング（6年） |
| 9月 2日（水） | 給食始 4時間授業     | 9月18日（金） | *TGG 訪問（4年）  |
| 9月 4日（金） | バードカービング（6年）  | 9月24日（木） | *TGG 訪問（6年）  |
|          | 委員会活動         | 9月28日（月） | 森林体験（5年）     |
| 9月 8日（火） | 英語検定 Jr       | 9月29日（火） | 地域巡り南（3年）    |
| 9月14日（月） | イングリッシュ・キャラバン |          | 阪本小学校来校（4年）  |

\* 体験型英語学習施設

# 檜原村地域おこし協力隊 ひのはらだより

Vol.122



左から、松本圭史、高橋政樹、林陽浩

まつもと よしふみ  
**松本 圭史**（上元郷在住）



10kgの生豆は、ちょうどお米の袋くらいの大きさです

このたび協力隊の活動費を活用し、コーヒー生豆（ブラジル サントス No. 2）10kgを購入させていただきました。コーヒー生豆は、以下の3つの目的で活用していく予定です。

1つ目は、檜原村産白炭を活用した特産品開発に向けたコーヒー焙煎の研究です。白炭による焙煎方法や味わいの特徴を検証しながら、地域資源の新たな活用について可能性を探っていきます。

2つ目は、焙煎体験会や試飲会を通じた村の魅力発信と市場ニーズの調査です。実際にコーヒーを味わっていただきながら、ご意見やご感想をうかがい、今後の活動に生かしていきます。

3つ目は、いきいきサロンや地域の集まりなどの機会にコーヒーを楽しんでいただき、住民の方々との交流を深める事です。コーヒーを片手にゆっくり話をすることで、普段の暮らしや地域での出来事など、様々なお話をうかがう機会につながれば、と考えています。

残り1年となった協力隊の任期の中で、コーヒーを通じた交流の機会をつくりながら、多くの人と出会い、そのご縁を今後の活動につなげていきたいと考えています。白炭コーヒーに興味のある方は、お気軽にお声がけください。

はやし あきひろ  
**林 陽浩**（千足在住）

現在お借りしている畑とは別に、もう一か所千足で畑をお借りすることになりました。これまではポリジ、チャイブ、ディル、カモミールなどのハーブを中心に栽培してきました。新たにお借りした畑では「ローゼル」の栽培に注力しています。ローゼルはアオイ科フヨウ属に分類されるハイビスカスの一種で、一般的なハイビスカスが観賞用途であるのに対し、ローゼルは食用として利用されることが特徴となります。栽培しようと思ったきっかけは、昨年母親から苗を一株譲り受けたことです。鉢植えで育てたのですが、その美しい立ち姿に魅了されたのと、それでいて食用として利用できるという点です。昨年の秋に採取した種を元に育苗して、40株ほど植えつけました。主な可食部は実の部分（厳密に言うと萼と苞）で、乾燥させてハイビスカスティーにしたり、砂糖と煮詰めてジャムにしたり、塩漬けにしてちょっとした付け合わせにしたり。また、葉もサラダや天ぷら、お浸しとして食することができ、茎からは繊維を取り出すことができるそうです。11月の収穫に向け、いろいろな活用方法を模索していきたいと思っています。



ローゼルの実

たかはし まさき  
**高橋 政樹**（千足在住）

茄子ときゅうり  
（植えてから約2か月）

今年の夏は、さまざまな野菜作りに挑戦しています。なすびは「加茂なす」と「千両」、きゅうりは「なつすずみ」と「なつばやし」を栽培しています。また、おくらは「エメラルド」、ピーマンは「京みどり」と「ニューエース」を育てています。

最近品種ごとの違いにも注目しながら苗選びを行っています。食味や食感、調理方法なども異なるため、その違いを楽しみながら栽培しています。

このほかにも、大葉、セロリ、ネギニラ、ししとう、万願寺、とうがらし、九条太ネギ、朝倉ネギ（小葱）、ズッキーニ、モロヘイヤ、空心菜、サンチュ、バジル、山東菜などにチャレンジしています。

今年は栽培している野菜の約半数を、ベランダで種から発芽させて苗づくりを行いました。また、今後は種の採取にも取組ながら檜原村の環境に適した野菜を育てられるよう、少しずつ栽培を重ねていきたいと考えています。

昨年11月「菌ちゃん農法」による糸状菌畑づくりに取組んできましたが、ようやく糸状菌が育ち、先日空心菜の植え付けを行いました。これからの生育が楽しみです。

その他

# 令和8年度 特定保健指導等運動教室 (こことレ)を開催します

特定健診の数値改善に繋がる運動を教室形式で楽しく行います。  
参加ご希望の方は、下記までお申込みください。(参加費無料)

【開催日】 10月6日、13日、20日、27日、  
11月10日、17日、24日、12月1日(全て火曜日)

【時 間】 1部：午後1時45分～午後2時45分  
2部：午後3時～午後4時  
※1部、2部の内容は同じです。定員は各部10名程度です。

【会 場】 やすらぎの里



◎ 申込み・問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

## 休日診療医療機関名のお知らせ

| 日(曜日)                           | 医療機関名            | 住 所                                 | 電 話          |
|---------------------------------|------------------|-------------------------------------|--------------|
| 8月<br>9日(日)                     | 瀬戸岡医院            | あきる野市<br>二宮1240                     | 042-558-3930 |
| 11日(火・祝)                        | まつもと耳鼻咽喉科        | あきる野市<br>秋留1-1-10<br>あきる野クリニックタウン1F | 042-559-3341 |
| 16日(日)                          | 草花クリニック          | あきる野市<br>草花2724                     | 042-558-5850 |
| 23日(日)                          | 星野小児科内科<br>クリニック | あきる野市<br>小川東1-19-20 1F              | 042-558-7127 |
| 30日(日)                          | あきる野総合ク<br>リニック  | あきる野市<br>草花1439-9                   | 042-518-2088 |
| 9月<br>6日(日)                     | 鈴木内科             | あきる野市<br>館谷156-2                    | 042-596-2307 |
| 13日(日)                          | 小机クリニック          | あきる野市<br>小中野160                     | 042-596-3908 |
| 受付時間 午前9時～午前11時45分・午後1時～午後4時45分 |                  |                                     |              |

\* 午後の診療時間は変更となる場合がありますので、事前のご確認をお願いします。また、受診の際は診療科目を事前に確認してください。

## テレホンサービスによる診療案内

東京消防庁救急相談センター TEL 042-521-2323

携帯電話・PHSは #7119

秋川消防署 TEL 042-595-0119

東京都保健医療情報センター TEL 03-5272-0303

## 世帯と人口 (7月1日現在)

| ( )内は前月比 |                |    |               |
|----------|----------------|----|---------------|
| 世帯数      | 1,102 世帯 (2人減) | 人口 | 1,884 人 (8人減) |
| 男        | 952 人 (6人減)    | 女  | 932 人 (2人減)   |

## 防災行政無線メッセージサービス

TEL 042-598-1033

過去に放送した内容を聞くことができます。

## ～今月の表紙～ 清流彩る檜原の夏

木漏れ日の中を流れ落ちる清らかな水が、檜原村の豊かな自然と四季の美しさを映し出しています。  
自然が織りなす美しい景色は、訪れる人に癒しと安らぎを届けてくれます。  
このかけがえのない風景を未来へつなぎ、檜原村の魅力を多くの方へ届けていきたいと思ひます。